

令和7年第5回市議会定例会付議事件表

12月1日提出

番号	件名
議案第90号	市長の専決処分事項の承認について
議案第91号	真岡市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第92号	人権擁護委員の候補者の推薦について
議案第93号	公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第94号	真岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第95号	真岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
議案第96号	真岡市青年女性会館の設置、管理及び使用条例の廃止について
議案第97号	真岡市水道事業給水条例の一部改正について
議案第98号	真岡市下水道条例の一部改正について
議案第99号	指定管理者の指定について
議案第100号	指定管理者の指定について
議案第101号	栃木県市町村総合事務組合規約の変更について
議案第102号	令和7年度真岡市一般会計補正予算（第7号）
議案第103号	令和7年度真岡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
議案第104号	令和7年度真岡市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
議案第105号	令和7年度真岡市水道事業会計補正予算（第2号）
報告第11号	議会の委任による専決処分事項の報告について

議案第90号

市長の専決処分事項の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分した  
ので、同条第3項の規定により承認を求める。

令和7年12月1日提出

真岡市長 中村和彦

記

専決第15号 令和7年度真岡市一般会計補正予算（第6号）  
(別冊)

真岡市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求  
めることについて

真岡市固定資産評価審査委員会委員齊藤敏彦は、令和7年12月19日任期満了につき、次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和7年12月1日提出

真岡市長 中村和彦

記

氏名 上野孝明

生年月日 昭和57年11月14日

住所 真岡市下大田和17番地2

職業 農業

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員大関馨は、令和8年3月31日任期満了につき、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により諮問する。

令和7年12月1日提出

真岡市長 中村和彦

記

氏名 松本久美子

生年月日 昭和38年5月5日

住所 真岡市京泉1228番地

職業 無職

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理  
に関する条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月1日提出

真岡市長 中村和彦

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係  
条例の整理に関する条例  
(真岡市議会議員及び真岡市長の選挙における選挙運動用ポスターの  
作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 真岡市議会議員及び真岡市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成5年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。  
(真岡市議会議員及び真岡市長の選挙における選挙運動用ビラの作成  
の公営に関する条例の一部改正)

第2条 真岡市議会議員及び真岡市長の選挙における選挙運動用ビラの  
作成の公営に関する条例（平成20年条例第17号）の一部を次のように  
改正する。

第4条及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の真岡市議会議員及び真岡市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の真岡市議会議員及び真岡市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第4条及び第5条の規定は、施行日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(説明)

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、同令に準じて、選挙運動用ポスター及びビラの作成に係る公費負担額を算出するための単価の限度額を引き上げるものである。

真岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
を次のように制定するものとする。

令和7年12月1日提出

真岡市長 中村和彦

真岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第21条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第22条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第23条—第27条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第28条・第29条）

第3章 雜則（第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。
- (2) 乳児等通園支援 乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。
- (3) 乳児等通園支援事業者 乳児等通園支援事業を行う者をいう。
- (4) 乳児等通園支援事業所 乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。
- (5) 乳幼児 乳児又は幼児をいう。
- (6) 利用乳幼児 乳児等通園支援事業を利用している乳幼児をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法の例による。

(最低基準の目的)

第3条 この条例に定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業所の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備

及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の適格要件)

第6条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、真岡市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員又は同条例第6条に規定する密接関係者であってはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮とともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならぬ。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するため必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けら

れなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第8条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不斷の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第10条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)

第11条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第12条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研

修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第13条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第15条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第16条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備える

とともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第17条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第18条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第19条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第20条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第21条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第22条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2

条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

## 第2節 一般型乳児等通園支援事業

### （設備の基準）

第23条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方

メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戲室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戲室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段

3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上 の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)

	2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
	3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児

の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第24条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならぬ。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができます。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第25条 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第26条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第27条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第28条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次

の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年栃木県条例第17号）に定める基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年栃木県条例第50号）に定める基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年栃木県条例第19号）に定める基準
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 真岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）に定める基準（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）  
(準用)

第29条 第26条及び第27条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

### 第3章 雜則 (電磁的記録)

第30条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うこ

とが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### （準備行為）

2 この条例に定める基準に基づく認可その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

##### （説明）

児童福祉法の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるため、条例を制定するものである。

議案第95号

真岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月1日提出

真岡市長 中村和彦

真岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例  
(真岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 真岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「以下この号及び次号において」を「以下」に改める。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

(真岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 真岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わぬことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

（真岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 真岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号

」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### (説明)

児童福祉法等の一部改正に伴い、引用条項を改めるほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、家庭的保育事業所等の利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部を行わないことができる場合として、乳幼児健康診査の内容が当該健康診断の全部又は一部に相当すると認められる場合を追加するものである。

議案第 96 号

真岡市青年女性会館の設置、管理及び使用条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 1 月 2 日提出

真岡市長 中村和彦

真岡市青年女性会館の設置、管理及び使用条例を廃止する

条例

真岡市青年女性会館の設置、管理及び使用条例（昭和 55 年条例第 8 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（説明）

真岡市青年女性会館を廃止することに伴い、条例を廃止するものである。

真岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する  
ものとする。

令和 7 年 1 月 2 日提出

真岡市長 中村和彦

### 真岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

真岡市水道事業給水条例（平成 9 年条例第 25 号）の一部を次のように  
改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者（  
法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の  
水道事業者が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者が工事を施行する  
必要があると認めるときは、この限りではない。

第 7 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事  
業者等（指定給水装置工事事業者又は前項ただし書の規定により市長が  
他の水道事業者若しくは他の水道事業者が法第 16 条の 2 第 1 項の指定  
をした者が工事を施行する必要があると認めた場合における当該他の水  
道事業者若しくは当該他の水道事業者が法第 16 条の 2 第 1 項の指定を  
した者をいう。以下同じ。）」に改める。

第 8 条第 2 項及び第 31 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」を「  
指定給水装置工事事業者等」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

災害等の非常時における給水装置工事の需要に対応し、早期復旧を図るため、災害その他非常の場合において、他の水道事業者又は他の水道事業者が指定した事業者による給水装置工事の施行を可能とするものである。

真岡市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月1日提出

真岡市長 中村和彦

### 真岡市下水道条例の一部を改正する条例

真岡市下水道条例（昭和57年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の地方公共団体の長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### （説明）

災害等の非常時における排水設備工事の需要に対応し、早期復旧を図るため、災害その他非常の場合において、他の地方公共団体の長の指定を受けた者による排水設備工事の施行を可能とするものである。

指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 1 日提出

真岡市長 中 村 和 彦

記

1 公の施設の名称

真岡市久下田駅前どんとこい広場

2 指定管理者となる団体の名称等

真岡市久下田 848 番地 5

にのみや商工会

会長 早瀬 一男

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(説明)

真岡市久下田駅前どんとこい広場について、指定管理者を指定するものである。

指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

真岡市長 中村和彦

記

1 公の施設の名称

真岡市二宮尊徳物産館

2 指定管理者となる団体の名称等

真岡市久下田2204番地1

株式会社二宮金次郎商店

代表取締役 柴 惠

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(説明)

真岡市二宮尊徳物産館について、指定管理者を指定するものである。

栃木県市町村総合事務組合規約の変更について  
地方自治法第286条第1項の規定により、栃木県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和7年12月1日提出

真岡市長 中村和彦

栃木県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約  
栃木県市町村総合事務組合規約（平成18年栃木県指令市町村第1212号）の一部を次のように改正する。  
別表第2第4条第4号に掲げる事務の項及び同表第4条第5号に掲げる事務の項中「栃木市」を「栃木市 佐野市」に改める。

#### 附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

#### （理由）

令和8年4月1日から、佐野市が規約第4条第4号に掲げる事務（議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償事務）及び同条第5号に掲げる事務（非常勤の学校医等の公務災害補償事務）の共同処理に加入することに伴い、栃木県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により提案するものである。

報告第11号

議会の委任による専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分した  
ので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月1提出

真岡市長 中村和彦

記

専決第14号 損害賠償額の決定及び和解について（別紙）

専決第16号 損害賠償額の決定及び和解について（別紙）

専決第14号

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、市の義務に属する損害賠償の額及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和7年10月9日

真岡市長 中 村 和 彦

損害賠償額の決定及び和解について

令和7年9月3日に発生した強風により、旧山前南小学校敷地内の枯れた低木が吹き飛び、家屋の屋根を破損させたことについて、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解するものとする。

記

1 損害賠償額 134, 200円

2 和解の条件 損害賠償として、屋根の修理費134, 200円全額を支払い、今後本件に関しては、いかなる事由が生じても双方決して異議申立てをしないこと。

3 相手方 住所 真岡市

氏名 個人

専決第16号

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、市の義務に属する損害賠償の額及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和7年11月14日

真岡市長 中 村 和 彦

損害賠償額の決定及び和解について

令和7年7月27日真岡市荒町四丁目地内の店舗駐車場で発生した、公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解するものとする。

記

1 損害賠償額 20,328円

2 和解の条件 損害賠償として、車両修理費67,760円のうち20,328円を真岡市の過失分として支払い、今後本件に関しては、いかなる事由が生じても双方決して異議申立てをしないこと。

3 相手方 住所 真岡市

氏名 個人